

令和2年第12回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和2年12月15日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	令和2年12月16日	午前10時00分
	散 会	令和2年12月16日	午後2時48分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名 欠 席 0 名 欠 員 1 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	真 部 卓 也	出	9	具志堅 勉	出
2	崎 浜 秀 昭	〃	10	座間味 栄 純	〃
3	比 嘉 由 具	〃	11	松 川 秀 清	〃
5	小橋川 健	〃	12	喜 納 政 樹	〃
6	伊良波 勤	〃	13	宮 城 達 彦	〃
7	具志堅 正 英	〃	14	崎 浜 秀 進	〃
8	仲宗根 須磨子	〃	15	欠 員	

※ 会議録署名議員

11番	松 川 秀 清	12番	喜 納 政 樹
-----	---------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	伊野波 盛 二
教 育 長	知 念 正 昭	会計管理者兼会計課長	上 間 辰 巳
総 務 課 長	仲宗根 章	企画商工観光課長	屋富祖 良 美
住 民 課 長	崎 原 誠	福 祉 課 長	安 里 孝 夫
健康づくり推進課長	平安山 良 信	建 設 課 長	宮 城 忠
農 林 水 産 課 長	松 本 一 也	上 下 水 道 課 長	新 里 一 成
教育委員会事務局長	有 銘 高 啓		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	宮 城 健	主 事	仲宗根 農
---------	-------	-----	-------

議 事 日 程

12月16日（水） 2日目

日程番号	議案番号	件 名
1		一 般 質 問 1. 12番 喜 納 政 樹 議 員 2. 13番 宮 城 達 彦 議 員 3. 9番 具 志 堅 勉 議 員 4. 8番 仲 宗 根 須 磨 子 議 員 5. 11番 松 川 秀 清 議 員 6. 7番 具 志 堅 正 英 議 員

○ **議長 崎浜秀進** 本日の会議を開きます。 開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。12番 喜納政樹議員の発言を許可します。12番 喜納政樹議員。

○ **12番 喜納政樹**

1. 難視聴地域について

2. 指定管理者制度について

皆様おはようございます。通告に従い、一般質問を行います。質問の前に、少しでも所見を述べさせていただきたいと思っております。去る11月28日、ご逝去されました故石川博己議長の御霊に対し、謹んで哀悼の言葉を申し上げたいと思っております。昭和60年、34歳の若さで本部町議会議員として初当選され、以来8期29年の長きにわたり本町の発展に熱意を持って参画された実績は、一言では言い表せない重さを感じるものであります。議会議員として今後のまちづくりや議会運営方法、議会の活性化についてご指導、ご助言を賜りたいと考えていた矢先に、石川議長を失うことは痛恨の極みでございます。豊かな経験の下、積極的にまちづくりについて行政当局、議員、関係団体と膝をつき合わせて話し合い、政策を行政に反映させるなど、地域の発展に献身されたその着実な業績の数々は地域の方々をはじめ、広く町民の心に残るものでありましょう。生前の議会におけるご活躍の勇姿を偲び、心から御霊のご冥福をお祈り申し上げたいと思っております。それでは質問に入ります。

まずは、難視聴地域についてでございます。①町内における共同アンテナ接続世帯数は何世帯か伺います。その中での行政管理世帯と、1点ここで訂正をお願いします。「自治会管理世帯」とありますが、「組合管理世帯」に訂正をお願いします。組合管理世帯の世帯数を伺うとともに、行政管理世帯と組合管理世帯の管理運営方法の違いを伺います。②当局として難視聴地域への助成や補助・管理等の今後の考えを伺います。

続いては、指定管理者制度についてでございます。①現在、町内において指定管理者制度で外部委託している公共施設は何施設あるのか伺います。②指定管理者制度の運用に際して、これまで、どのような形で事業者選定が行われてきたかを伺います。③本町における、これまでの指定管理者制度の運用について、課題や改善すべき点がなかったのかを伺います。質問は以上でございます。当局からの答弁をお願いします。

○ **議長 崎浜秀進** 町長の答弁を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** おはようございます。ただいま喜納政樹議員から2点の質問がございました。1点目は難視聴地域についてのことでございます。2点目は指定管理者制度についてのことでございました。順次お答えいたします。

難視聴地域についての質問については、さらにその中で2点の質問が出ております。初めに、1点目の町内における共同アンテナ接続世帯数と管理運営方法についてお答えいたします。本町における共同アンテナ接続世帯数は、令和2年11月30日時点で317世帯となっております。その

うち、行政が管理している共同アンテナ接続世帯数は240世帯となっております。そして、テレビ共同受信施設組合及びNHKが管理している共同アンテナの接続世帯数は77世帯となっております。続きまして、それぞれの管理運営方法の違いについてお答えいたします。まず行政管理については、共同アンテナと共同アンテナから各世帯に接続する受信設備を町のほうで維持管理しており、家屋内の受信設備については各世帯の中で維持管理をしている現状にあります。次に組合及びNHK管理については、共同アンテナを組合とNHKの両方で維持管理しております。共同アンテナから各世帯に接続する設備をNHKで維持管理しております。家屋内での受信設備については組合での維持管理となっております。なお、共同アンテナ設備に係る電気料については、行政管理と組合及びNHK管理の両者とも町のほうで負担しております。

次に2点目の難視聴地域への助成や補助・管理等の今後の考えについてをお答えいたします。現在、伊野波テレビ共同受信施設組合と伊豆味テレビ共同受信施設組合が共同アンテナを管理運用しております。町としては、行政管理世帯と費用負担等に差が生じないように組合及びNHKなどとも協議をしっかりとしながら、必要な範囲において助成を行いながら、管理方法についてもこれから引き続きしっかりと検討してまいりたいと考えております。

次に指定管理者制度についてでありますけれども、3点の視点からの質問がございました。1点目に、指定管理者制度で運営している公共施設の数でありますけれども、町立博物館などの文化施設、町民体育館などの体育施設、地区公民館などのコミュニティー施設など、本年12月1日現在で40施設となっております。2点目に、指定管理者の選定方法についてでありますけれども、2種類の方法で選定をしております。公募による選定と本部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に基づく公募によらない選定と、2つの方法で選定をしております。3点目に、目下の課題や改善すべき点についての認識でございます。指定管理の施設には物流拠点施設のように、利用料収入がある施設と町立図書館のように利用料収入がない施設とがあります。利用料収入のある施設については、その収入でもって施設の運営費を賄うことができればベストな状態だと考えております。多くの施設においては、施設の性格上、利用料収入でもって運営を賄えないことが目下の実状であります。このような場合においては、町が指定管理料を措置して運営を行うこととなりますが、指定管理者と町は、利用料収入をいかにして増やすかにおいて常に課題を共有していることがございます。また、利用者が満足する施設の運営、あるいは施設の機能を生かしながら、工夫を凝らしながら催し物の開催など、利用者増来、そして福祉の向上へと改善の必要な点もあろうかとこのように認識しているところでございます。

○ 議長 崎浜秀進 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 では、二次質問に入っていきたいと思っております。

まずは、難視聴地域についてでございますが、まずそもそも難視聴地域とは何ぞやということではありますが、なかなかそれを認識されていない方もいらっしゃるかと思いますので、難視聴地域とは人口の希薄な離島や山間部で、その近辺に送受信がない、送信所の設置が不可能な場合の場所ですね。もしくは、その地域の地理的条件の影響により地上波放送が見られない条件にある

ことを指すとありました。先ほど答弁にもありましたとおり、本町におかれましては、難視聴地域と呼ばれ、その中で共同アンテナに接続するとか、町が運営をしてそういった整備をした世帯が317世帯あるということでした。私が今回、主に取り上げたいと考えているのが、先ほどありましたとおり組合をつくって住民で共同アンテナを設置している伊野波区と伊豆味区について伺っていきたいと思います。伊豆味区の組合の設立が昭和50年、伊野波区が昭和55年に組合を設立しております。両区の組合に加入している住民の皆さんは、両区の組合長にも聞き取りに行ってみましたが、共同アンテナの管理運営にこれまで苦慮されてきたとっておりました。その組合員の方々の年齢も高齢になってきて、その管理運営を今後どうしていくかというような問題を抱えているということでした。まず、1点確認したいのは、冒頭申し上げた行政管理世帯と組合管理世帯。なぜこのような仕分け方になっているのかというのをまずはお伺いしたいと思います。

○ 議長 崎浜秀進 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 12番、喜納議員にお答えいたします。

伊野波区と伊豆味区の組合が残っているということで、その当時、地上デジタルの放送の切替えのときに、そこはもともと見られないところをNHKと組合が見られる状況をつくるために組合を設立してやっています。その当時、地上デジタルに変わった当時そのままテレビ自体が映るということで、今の状況になっています。

○ 議長 崎浜秀進 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 これはもう皮肉なもので、自分たちで共同アンテナを立てたので、この地デジの移行期に行政管理にできなかったというのは、これはちょっとやはり、これを行政側に言ってもどうしようもないことではありますが、このNHK側、いわゆる国、NHK側に対しても、この一地方自治体がなぜこういった負担を負わないといけないのかというのはそういう問題も多分絡んでくると思います。組合と自治体、あとは国、NHK側と地方自治体の問題もはらんでいりますので、これは全国各地でそういう問題が起きていると私も聞いております。これはしっかりと声を上げて、様々な予算措置や何らかの自治体への、いわゆるそれを補填するような交付税、そういったものも私は声を上げるべきじゃないかと思いますが、そういった部分で何らかの措置はされているのでしょうか。

○ 議長 崎浜秀進 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 12番、喜納議員にご説明いたします。

現在、行政が管理している維持管理関係に関しては、特別交付税で経費のほうを、単費で2分の1という形で特別交付税のほうで維持管理は行っております。

○ 議長 崎浜秀進 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 ここでますます行政管理世帯と組合管理世帯の、先ほどありましたよね、誤差じゃないですが、一方は特別交付税で措置をされて行政が管理するのと。そもそもこのアンテナを管理運営するために積立てをしているという世帯があるというのは、やはりこれは行政と

してもそういった不公平感がないように、先ほどの答弁でもありましたが、是正していただきたいと思っておりますので、しっかりとそこら辺は考えていただきたいと思っております。

先ほど答弁の中で、今後前向きにこういった負担等に差が生じないように、必要な範囲と助成を考えるとということでございましたが、今実際に伊野波区と伊豆味区の、みなす組合が積立てをしているというのは共同アンテナの改修工事のためになんですね。その改修工事が2023年頃から始めたいということを既に伊野波区は協議の中で始まっていると聞いております。その中で1点確認したいんですが、その説明会の質問の中で現在の伊野波区の共同アンテナの位置を現在、あれは伊野波区にある石くびり公園ですかね、その約二、三十メートル上のほうに共同アンテナが立っているんですが、向こうまで行って管理運営したりするのがちょっと負担が生じていると。その公園内の一角にそういった共同アンテナを設置するのは可能かどうかということの質問がありましたが、そういった場合、行政側としてそれは可能なのかどうかというのをまずはお伺いします。

○ 議長 崎浜秀進 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 12番、喜納議員にご説明いたします。

石くびりの敷地ということですが、その辺、受信可能なのかNHKとの調整も必要だと思いますので、それを受信可能であれば、その辺もNHKと地域といろいろ話し合って検討していきたいと思っております。

○ 議長 崎浜秀進 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 過去には、恐らく那覇のほうからその受信を受けるために高いところにつくらないといけなかったのがあの場所になったのかなと思っておりますが、現在本部高校のところに受信施設がありますよね。あれを受けられるような場所であれば、恐らく高台じゃなくてもいいのかなという話もありましたので、そこら辺はNHK側、あと組合のほうと行政の三者交えて負担のないような場所に共同アンテナの改修工事ができるような形にしていただければと思うんですが、そこら辺の話をしっかりとさせていただきたいと思っております。もうその必要な範囲内で助成を考えるとということでありましたが、実際に各世帯の負担は結構な負担になっております。その中で、それをどの程度、行政として助成できるのか。もしそういった考えがあればお聞きしたいんですが、

○ 議長 崎浜秀進 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 12番、喜納議員にご説明いたします。

先ほど町長が答弁しておりますが、今後、NHK、組合、町も一緒に入ってその費用負担の分も検討していきたいと思っております。

○ 議長 崎浜秀進 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 そういった費用負担も町として考えているということなので、これ以上掘り下げることはありませんが、最後に町長、この町の中でこういったテレビを見るためにいまだに積み立てたりしているところがあると。そういった不公平感をしっかりと差が生じないように

していただきたいと。先ほど町長からの答弁もありましたが、もう一度町長。その助成に関しましてしっかりとした補填、約78世帯ですか、伊野波区が約25世帯、伊豆味区が53世帯ですか。私は考えていただきたいと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

○ 議長 崎浜秀進 町長。

○ 町長 平良武康 伊野波区、そして伊豆味のほうからも支援策についての要請も役場のほうに来ております。細かい金額をこの場の中で提示するわけにはいきませんが、可能な限り歴史の一つの流れの中で体制が2つに分かれていますけれども、不公平感が生じないように、そしてどの地域に住んでもしっかりとした公的な部分からのサービスが受けられるような形を構築していきたいと考えております。いずれにせよ、細かい点についてはこれから具体的に地域のほうと話をしながら進めさせていただければとこのように思います。

○ 議長 崎浜秀進 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 しっかりとその両区の組合に措置をお願いしたいと思います。まだ時間はあと、恐らく再来年のことですので、ぜひ担当課は足を運んでしっかりと協議をして調整していただきたいと思います。それでは次に行きます。

指定管理者制度についてでございますが、先ほど現在40施設の公共施設で指定管理を行っているということでございましたが、総務課長に少しお伺いします。これはそもそも論ですが、指定管理者制度を行うメリットは何ですか。

○ 議長 崎浜秀進 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 12番、喜納議員にご説明いたします。

指定管理者制度は総務省の指導の下、平成15年から法律の改正等々が始まって、3年以内で当該施設を指定管理者制度に移す場合は整備してくださいということで、本町もそのときは40近くの施設を一気にやったものであります。その法律の目的が、これまでは施設においては直轄の管理をして委託をしていたということであり、その直轄の管理なので業者はあくまでも委託を受けるのみ、決定権は行政が持っている、それを民間のノウハウを生かした施設の活用をというシフトチェンジがございました。指定管理者にすると、運営主体は指定管理になりますので実質的な運営ができるということで、民間のノウハウを幅広く活用する。そしてそれをもって住民のサービス向上につなげるというのがその目的であります。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 今、課長の説明にあったとおり、大まかに言えば、今その説明の中で住民サービスの向上と行政コストの削減、この2つが一番のメインではないかと思っております。その中で私が今回、この40施設の中で、特にその指定管理の中で気になっている部分が本部町運動公園と本部町民体育館の指定管理についてでございます。そこら辺を少しお伺いしたいと思いますが、質問の要旨の①、②、③があるんですが、③のほうにすぐ行きたいと思っております。指定管理者制度の運用について、課題や改善すべき点がなかったのかということでありましたが、私が本部町運動公園、あと町民体育館の指定管理について気になっている面というのは、住民サービス

の向上の部分がしっかりと反映されていないのではないか、町民として実感できていないんじゃないかというような意見やそういった声が聞こえてくるというのがとても気になっているところでもあります。現在、両施設の指定管理を行っている本部町体育協会は今回指定管理を行って何年になりますか。

○ 議長 崎浜秀進 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 12番、喜納議員にご説明いたします。

体育協会に指定をしたのが平成19年4月1日からスタートしておりまして、これまで3年間の更新で3回行っております。そこで9年行っております。平成28年から5年に指定管理の期間が延びまして、今年度合わせて14年になっております。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 その中で、今聞こえてくるのが施設内の衛生面の管理が不十分ではないか。職員の利用者への対応が少し適切ではないのではないかという不満等の意見が出てきていると私は聞いておりますが、そういった意見などは教育委員会もしくは当局に届いてはいるのでしょうか。

○ 議長 崎浜秀進 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 12番、喜納議員にご説明いたします。

議員がおっしゃるとおり運動公園、体育館の施設の件に関して直接住民から教育委員会のほうにご意見等、いろいろと寄せられております。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 今後、指定管理者の選定が来年ですか恐らく。それを確認します。来年ですか。

○ 議長 崎浜秀進 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 12番、喜納議員にご説明いたします。

指定管理は今年度までで、新しくスタートするのが来年度、4月1日からです。

○ 議長 崎浜秀進 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 であれば、これからやはり様々な形でその指定管理者の選定が始まると思うんですが、その中の仕様書の中で住民サービスの向上という点を見える形で改善するように、しっかり努力するよというのを考えて、指定管理者の選定というのをもう一度しっかり教育委員会としてはその段階で言うべきではないかなと思います。その仕様書の中でそういったことをしっかり言える部分があるのでしょうか、教育委員会にお伺いします。

○ 議長 崎浜秀進 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 12番、喜納議員にご説明いたします。

確かにこれまでいろいろなご意見が住民からありましたので、やはりこういう点はしっかり我々も把握しており、今後それを改善すべき点というふうに捉えておりまして、仕様書のほうではしっかりそういった報告義務とか、サービスをしっかり向上させるような内容で仕様書の中身

を検討していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 そこら辺しっかりやっていただきたいのと、あと今、現在受けられている指定管理者を受けている体協への苦言というか、そういうものにありましたが、しかし、彼らもいろいろしっかり聞いたり、その内容などを考えてみると、限られた予算内の中で施設管理を行っているというのやはり事実でありますので、そこら辺も踏まえてそういったのをしっかりと、彼らの意見や彼らがやりたいこと、住民サービスの向上ともう一つ利用率というのを上げるというのはもう一つの課題なのかなと思いますので、そういったものも含めて選定の際にしっかりと話していただきたいということも踏まえて、この②の指定管理者制度の運用に際して、事業者選定をどのように行われてきたかということをお伺いしたいんですが。実際これまで運動公園と体育館に関しての選定の方法というのはどのような方法だったのでしょうか。

○ 議長 崎浜秀進 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 12番、喜納議員にご説明いたします。

本部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の中に、公募によらない指定管理者の候補者の選定等という条文があります。その中で、5条の中の当該施設の性格、規模及び機能により公募することが適さないと認められるときと。あとは地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できるときというその理由をもって体育施設でありますので、より体育協会の運用といいますか、利用しやすいことも考慮して個々によらないもので選定してきたということでもあります。

○ 議長 崎浜秀進 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 であれば、なおさら仕様書の段階やその中でしっかりと相手に対して言っていないといけないのかなと今後思います。これが今も、あと5年になるんですね。3年から5年になりましたので、そういった意味でもしっかりとその段階では相手に対してそれを直すような、改善するような、教育委員会のほうでも必要だと思いますが、私がもう一つ気になっているのが、今あったとおりサービスの向上と利用者増加の、どのような方法をとるかということと、もう1点、天災、火災、事件、事故があった場合の安全管理面でございます。その安全管理の面に関しては、その仕様書の中ではどのような位置になるのか。そういったのもその仕様書内にしっかりと、例えばよく企業ではフローチャートや緊急事態の対応マニュアルとか、マニュアルとまでは言いませんが、そういったフローチャート的なものもあるんですが、そういったのも仕様書の時点でしっかりと私は提出させるべきであるのではないかと思います。これは例えていいのかわかりませんが、首里城の火災など、公の施設のそういったこともありましたので、安全管理の面で私は気になっているんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○ 議長 崎浜秀進 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 12番、喜納議員にご説明いたします。

この体育施設、体育館なんですけど、町の防災拠点施設となっておりますので、独自で緊急時の

連絡体制もしっかり作成されております。今後仕様書の中でも改めてこの体制のフローが適正なのかも含めてしっかりと見ていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 そこら辺しっかりとしていただきたいのと、あと枠組みや仕組みだけできてもそれをしっかりと行えるような人員の配置も私は必要だと思いますので、先ほどメリットの一つである行政コストの削減もありますが、それが余りにも出過ぎて、人員を確保できないとか、そうすると本末転倒になりますので、最低限度のしっかりとしたその枠組みを担えるような人員を確保していただきたい。そういった予算措置もしていただきたいと思うんですが、そこら辺はいかがですか。

○ 議長 崎浜秀進 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 12番、喜納議員にご説明いたします。

議員がおっしゃるとおり、やはり施設管理する側もやはり困り点というところも聞いておりますので、我々はあちらの会則でもって予算というのは決められているところもありますが、現時点、あの時代と、今の時代はちょっと違いますので、そこら辺も考慮して、しかるべき予算、費用とかをしっかりと検討していただきながら、また私たちも助言をしながら予算の確保ができるようなことを一緒になって考えていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 例えば長時間事務所が不在になるとか、そのシフトがあって必ず人はいるようになっていと思いますが、外に出たりとか体育館の中で何かあったりとか、清掃だったりというので、ときたまその時間帯に人がいないというときがあったと思いますので、そういうのないような勤務体制が組める人員配置とか、あと今言ったとおり安全管理面をしっかりと考慮していただきたいと思います。先ほどありましたとおりすぐに何十人も増やせというようなことは無理だと思う、予算内のものもありますので、しかし公の施設でもありますので、安全管理が確保される人員配置というのはしっかりとやっていただきたい。来年に向けてそういったのもしっかりと考えていただきたいと思っております。そういった、しっかりとした行政の考えがあって、それを相手側に伝えることにより、改めて今やっていた、足りなかった住民サービスの向上をやってくれと強く言えると思うんですよね。我々もこれだけのことをやりますので、受けたらそれなりのしっかりとした住民サービスの向上と、あと先ほど言った少しでも収益を上げるような稼働率のアップですね、例えば自主的な何かスポーツ教室を開いたりとか、やはり単純なもので施設面がきれいであれば、特に女性の方からよく言われるんですが、きれいに清掃してあったりそういうのであれば、やはり気持ちよく使えるし、また行きたいという単純なことだと思うんですけれども、そうなると思いますので、そういった基本的なところをしっかりと押さえるようにしていただきたいと思います。教育長、何か答弁したそうなので、一言この件に答弁していただけますか。

○ 議長 崎浜秀進 教育長。

○ **教育長 知念正昭** 12番、喜納議員にお答えします。

指定管理というメリットということで、先ほど民間のノウハウとか、そういった活力を活用していこうということがあって、そしてまた体育協会という地元のいろんな体育事業にいろいろと関連のある方たちがその体育館の利用も、活動をやっていけば、それがうまくいくだろうということでの指定管理というふうになっていると思いますけれども、しかし、様々なところで今言ったようなサービスの面とか、それから利用サービスの面、安全面とかいろんなところである程度苦情が上がってきているという部分に関しては我々も対応しないといけないと思っています。それでまず一つは、仕様書があって、条例もあります。仕様書があります。この中で月々に報告とか、それから意見箱を設置して、そこから出てきたアンケートとか苦情を報告するとか、こういったものが全部書かれていますので、それを仕様書の中で両方で共有しながら我々も関わっていきたいと思います。それからあとは研修とかああいったものもやっぱり必要じゃないかなということで、やっているとは思いますが、他の地方公共団体の指定管理等のいろいろなノウハウを学ぶ意味での研修とか、それからさっき言った給料の面でのいろんなところも、またいろいろと配慮して行かないといけない部分もあるのかなと、予算とかこういったもの。あと一つは、思っているのは、例えば図書館とかああいうところは、中央公民館とか図書館協議会とか博物館の協議会とか、こういった他のノウハウを持っている人たちが協議員になって、客観的にある程度、運営に提言をしたり、意見を言ったりする組織があるんですよ。そういう意味ではこういった第三者的な協議会的なものも可能であれば、設置していくという方法もあるんじゃないかなと。そうしたらいろんな動かし方のノウハウとか、自主的な利用を促進するというノウハウという面でやっぱり学ぶものがあるだろうなと。その辺を検討していきたいと思っています。いずれにしても、またこれは我々一体となって改善に向けてやっていきたいと思っています。以上です。

○ **議長 崎浜秀進** 12番 喜納政樹議員。

○ **12番 喜納政樹** そうですね、今教育長がおっしゃったとおりしっかりとやっていただきたいのと、今最後のほうにありました第三者的なそういった枠組みという形、私はそれも結構なことなんですが、実際に指定管理している体育協会、体協の改革というか、どういった評議員なのか理事なのか分からないんですが、各行政区の区長が入っていると思うんです。体協の事務局が指定管理をしているということで、それを体協としてしっかりフォローしていくような、カバーしていくような形をもう少しつくっていただきたい。しないと体協の、今、これは本部町だけじゃないんですが、社会人の社会体育の部分で、本部町としても各近隣市町村に遅れを取らないようにもう少し体協の、今後、やはり難しいところもありますが、改革というのを考えないといけないのかなと。それも含めてしっかりと検討していただきたいと思っています。

最後に町長の答弁をいただいて、私の最後の質問としたいと思うんですが、そもそも公営の社会体育施設で収益を上げろ上げろというものなかなか難しいものであるというのも私も認識はしております。なので、この収益というものに代わる対価として住民の福祉向上であったり、住民の健康づくり、あと青少年の健全育成があるのではないかと考えております。それが地域住民に

対する満足度であったり、住民の医療費の抑制の第一歩であったり、それにつながっていく。そして日頃から児童生徒に運動をさせることによって人材育成にもつながっていくのではないかと考えております。また運動公園で、例えば合宿やキャンプなどを受けて、その本庁内での宿泊や、あとそういった飲食店などを活用してもらおうというような二次的な経済効果も生まれてくるのかなと考えておりますので、そういった面も考慮して運動公園と町民体育館の在り方というのを、もう少し今後も、今言った指定管理の部分を含めて活性化していくべきではないかと私は思うんですが、最後に町長の答弁、考えをお伺いしたいと思います。

○ 議長 崎浜秀進 町長。

○ 町長 平良武康 体育館、それから運動公園、我が町の、本当に誇るべきすばらしい施設だというように誇りを持っております。そのすばらしい施設がいかに地域住民の福祉向上、議員からありますように健康づくりであったり青少年の健全育成であったり、子供からお年寄りまでみんなが十分に利活用できるかといったようなことがそこにある施設の大きな担うべき部分だと考えております。今議員のほうからご議論がありましたように、指定管理の在り方ですけれども、次期指定管理に当たっては、本当にそれが公募によるものなのか、公募によらないような方法がいいのかというところまで、原点まで掘り下げて議論する中でよりよき方法の検討を純粋に模索するべきだろうとこのように考えております。ただ、体育協会が体育行事がやりやすいからといったようなことのみではなくして、より幅広く地域住民のサービス向上といったようなことは、また体育とは別の部分もありますので、そういったことまで含めてどの町内の団体が指定管理をしたほうがいいのかといったようなことも、純粋議論も一遍は必要だろうと考えております。そして地域住民からの苦言というのは、それはある意味では一つの、それも行政の財産だと思っております。苦言を言うていただくというのはとってもありがたいことで、それを一つの糧にしてより質を高めていきたいなとこのように考えます。いずれにせよ、今日喜納議員のほうからいろいろご提言もありましたので、その提言を踏まえながら今後の在り方について、もう1回仕様書の点検もしっかりする中で、より地域住民視点の中で、その観点に立ってその運営に取り組んでいきたいとこのように考えます。以上でございます。

○ 議長 崎浜秀進 12番 喜納政樹議員の一般質問を終わります。

次に13番 宮城達彦議員の発言を許可します。13番 宮城達彦議員。

○ 13番 宮城達彦

1. 上水道について

2. 産業廃棄物投棄について

私も12番、喜納議員同様、石川元議長のご冥福を願います。一般質問に入る前に皆さんにお願いがあります。マスクをつけて一般質問をしますと、眼鏡がくもって字が読めません。また皆さんと2メートル以上の距離がありますので、マスクを外して一般質問をやります。議席番号13番、宮城達彦、議長の許可を得ましたので、通告書に従いまして一般質問を行います。質問事項、1. 上水道について。質問の要旨、瀬底地内にホテルがオープンし、瀬底地内で水の需要が多くなっ

ていると思うが、ホテルがオープンした前と後の水の使用量を伺います。現在、建築中のホテルがオープンすると、どの位の水量が必要か伺います。ヒルトンホテル（2棟）がオープンし、瀬底に建築中の宿泊施設、別荘等及び今後予定の諸施設に対する水の供給は、区民の生活用水に支障を来さないで供給できる水量の確保ができるのか伺います。今後、瀬底一周道路が開通すると、その周辺に諸施設の建設が予想されるが、瀬底一周線に上水道を布設する計画はあるか、またそれはいつ頃になるか伺います。9月頃に集落内の水圧が低下したと区民から疑問の声がありましたので、その原因は何が原因か伺います。

質問事項、2. 産業廃棄物投棄について。質問の要旨、瀬底の琉球大学研究所の近くに多大の産業廃棄物が投棄されています。瀬底の区長は、担当者に報告し調査して区民に説明できるよう再三報告を求めたが、12月4日現在、何の報告もない状況で区長は憤慨しております。よって、2点伺います。調査をしたのであれば、順を追ってその説明を求めます。来年の1月16日祭までに撤去させてお墓参りができる状態に復元できるのか伺います。質問は以上です。当局からの答弁を求めます。

○ 議長 崎浜秀進 町長の答弁を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 ただいま13番宮城達彦議員からありました、上水道についてと産業廃棄物の投棄についての質問でございました。上水道についてはさらに5点の質問がございましたので、順次上水道についてのことからお答えします。1点目の瀬底地内にオープンした大型ホテルについて、ホテルが稼働したことによる水需要の変化についてでありますけれども、ホテル稼働前の5月と稼働後の7月とを、月給水量と日平均給水量で比較いたしましたところ、月給水量において令和2年5月が1万474立方メートルでありましたが、7月には1万7,434立方メートルとなっており6,960立方メートル増えております。次に日平均給水量において令和2年5月が337立方メートルでしたが、7月は562立方メートルとなっており255立方メートル増えたというようなことの数値になっております。2点目の現在建設中の大型ホテルがオープンすると、どれくらいの水量が必要かについてのお答えですけれども、同ホテルとの事前協議において、現在オープンしている建物及び建築中の建物などを含んだ開発事業の計画給水量は、日量700立方メートルを上限とすることとなっております。3点目の現在建築中の大型ホテルなど、新たな宿泊施設が稼働した際に、島内の給水量が確保できるかという質問についてお答えいたします。瀬底地内にある配水池の容量に余裕がありますので、現状では支障を来さないような供給であると考えております。4点目の瀬底島一周線の上水道の布設計画についてお答えいたします。現在、整備を進めております町道瀬底島一周線道路改良工事と並行して水道管の布設を行っております。今後も同様に進めていきたいと考えております。5点目の水圧低下の件についてでございますけれども、9月頃に琉球大学研究センター付近で漏水があったためでだこのように考えております。現在は修繕が終わっているために、水圧が戻っている状況にあります。

次に、産業廃棄物投棄についてお答えいたします。調査はしているのかということでございますけれども、調査は逐次実施してきております。10月19日に、瀬底区長から琉球大学の研究所付

近に産業廃棄物と思われるものがあるとの相談がありました。当日、区長と担当職員とで一緒になって現場を確認したところ、瓦礫や鉄くず、配線等があり、それらの一部は整理されておりますけれども、当時の所有者等からの通報もないことから自己所有地に一時的に保管している可能性が考えられるということで、区長のほうとしばらく様子を見るというような判断に至っております。その後11月前半に、区長より再度連絡があり、産業廃棄物と思われるものの量が増えているために、注意喚起の看板の設置など、何か対応ができないかとの相談がございました。しかし、看板の設置には、土地の所有者の同意が必要なために、土地の所有者を調査いたしましたけれども、土地の地番が入り組んでおり、土地の所有者を特定するために時間を要してきているというような現状にあります。その後の12月3日の区長会の日には区長より、以前より産業廃棄物と思われるものが増えつつあるという情報提供がありました。翌日、課長、班長、担当で現場を確認いたしましたところ、以前確認されていなかったプレハブ小屋などもあり、当プレハブ小屋の所有者の名前と連絡先が、このような状況に至った経緯や迷惑をかけたことに対するおわび、責任を持って移動する旨の貼り紙がありました。12月7日には、所有者へ連絡し、貼り紙に記載されている内容を確認し、所有地外に放置されているものを速やかに移動するように指導しております。12月8日にいたりまして、北部保健所の職員と現場を確認し、産業廃棄物と思われるものについては、建築廃材等の有価物と一部の廃棄物が混合しているものではないかとの判断に至りました。今後、所有者から現場での所有者から聞き取り調査を行うことに、そのような打合せになりました。12月15日には、北部保健所と合同で現場にて聞き取り調査を行い、所有者に対し文書で速やかに他人の土地に放置しているものを撤去するように指導をしたところでございます。次に来年の十六日祭までに、お墓参りまでに撤去させていただいて、墓参りができる状態に復元できるのかという件ですけれども、今後とも北部保健所とも連携を密にしながら、来年の十六日祭までには撤去するよう引き続き強力に指導していきたいと考えております。

○ 議長 崎浜秀進 休憩します。 休憩（午前11時01分）

再開します。 再開（午前11時02分）

13番 宮城達彦議員。

○ 13番 宮城達彦 今、町長のほうから詳しく答弁がありましたが、また私のほうから一般質問をさせていただきます。今現在、ホテルがオープンしているのはサウスタワーの9階の300室、これと従業員社宅の4階の150室、計で450室がオープンしております。それと瀬底の配水池大嶺原に竣工が平成4年1月だったと思います。これは株式会社ザ・ビーチリゾートからの寄贈でありました。これはゴルフ場オープンに向けての水の確保でこれを寄贈しております。その瀬底配水池の容量はどのぐらいか。

○ 議長 崎浜秀進 上下水道課長。

○ 上下水道課長 新里一成 13番、宮城議員にご説明いたします。

瀬底配水池の容量は2,000立方メートルであります。

○ 議長 崎浜秀進 13番 宮城達彦議員。

○ 13番 宮城達彦 じゃあ、この2,000立米で、このホテルがオープンしても先ほどの説明では水の容量は大丈夫との説明でした。これは、2,000立米で本当に大丈夫なのか。

○ 議長 崎浜秀進 上下水道課長。

○ 上下水道課長 新里一成 先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、2,000立米を単純にホテルがオープンした場合でも問題なく供給可能と考えております。

○ 議長 崎浜秀進 13番 宮城達彦議員。

○ 13番 宮城達彦 それで現在、瀬底で建設中の建物は何件か。それとホテルとは別にして瀬底の世帯の使用量は幾らか。

○ 議長 崎浜秀進 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 13番、宮城議員にご説明いたします。

瀬底で建設中の確認というのは、今資料がありませんので、後で調べてからお答えします。

○ 議長 崎浜秀進 休憩します。 休 憩（午前11時06分）

再開します。 再 開（午前11時06分）

上下水道課長。

○ 上下水道課長 新里一成 瀬底島に現在、給水の臨時用として工事がかかっているものが14件あります。使用水量ですけれども、11月現在の調定水量で約1万6,000立米を使用しています。

○ 議長 崎浜秀進 13番 宮城達彦議員。

○ 13番 宮城達彦 あえてその建設の件数を聞いたのは、今、東海岸に建設が、アパートがぼんぼん建っております。それも外国の方がプレハブを設置して、こういうふうに今状況がちょっと瀬底の人も分からないような建設物がいっぱいあります。これと防風林の伐採も皆さんやっています。こういうふうに今瀬底は建設が物すごいんです。これをちゃんとした件数を確保して、そういう防風林の伐採等があれば、これは区長のほうも現に行って注意しております。こういうのを行政のほうからも私は、こういう防風林の伐採等、あとは我がもののように道の真ん中に車を止めて仕事をしている。そういう状況があります。町長に伺います。町長、この防風林の伐採等は行政のほうから指導をお願いできないでしょうか。

○ 議長 崎浜秀進 町長。

○ 町長 平良武康 防風林の伐採、いわゆる保安林の伐採を無許可でやるといったようなことは法に触れます。当然ですけれども、県の所管部署と一緒にあって、現場調査などもしながら対処するというようなことになろうかと思えます。

○ 議長 崎浜秀進 13番 宮城達彦議員。

○ 13番 宮城達彦 ぜひですね、これもやっていただきたいです。これとですね、今、ホテルの予定されているのがノースタワー、これが10階建ての135室、それとまだ未定なんですけど、2階建てが45室、これをトータルすると675室になります。これを先ほど水量の心配はないということでしたが、今後もっと瀬底にそういう建物が増えていきます。その辺もよく理解していただきたいと思えます。これとまた、瀬底の一周道路の答弁は上水道を設置してあるという答弁でし

た。私が前回一周道路に関しての一般質問でお願いしたところ、これを前向きに検討していくという答弁でした。それであえて、私は今回この質問をやりました。これは地元の若者を地元呼び寄せて瀬底の活性化につなげていければと考えております。

次、産業廃棄物に移ります。皆さんのお手元にあります写真があります。これは中部から持ってきて、あまり時間がたってない現状の写真であります。現在はコンクリート、板、電化製品、あらゆる物がこっちに放置されています。先ほどの説明等もありましたが、まず課長、現場に行ってみてどう思いましたか。現場を見て。

○ 議長 崎浜秀進 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 13番、宮城議員にご説明いたします。

私も区長会で区長から話がありまして、担当職員とすぐ現場へ行って確認してきました。おっしゃるように、いろんな建築廃材等ですね、コンクリートの瓦礫、そういったものがありまして、これは何事かと初め思いました。我々も我々だけですぐに判断できなかったものですから、保健所のほうにすぐ通報しまして一緒に現場を確認しました。その中で先ほどの町長の答弁にもありました建築廃材ですね、使えるものと。あと議員がおっしゃるように木が枯れたものとか使えないそういった瓦礫のようなものもありまして、一部の有価物と廃棄物が混ざっている状況であるということの確認ができました。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 13番 宮城達彦議員。

○ 13番 宮城達彦 12月13日日曜日、瀬底全体でサトウキビの収穫に向けて、農道の草刈り作業を行いました。その中で皆さんが物すごくショックを受けて本当にこれ、現代にこういう不法投棄をやっていいのかと、そういういろんな苦情がありました。それともう1点、これはですね、琉球大学の近くなんですよ。この現場から産業廃棄物が雨で海に汚染される可能性も出てきます。そうなった場合、海が濁った場合は琉球研究所の価値もなくなります。これは本当に、今の、現代、こういうのはほとんど見たことがない。無鉄砲、これは。ぜひこれは徹底して指導してください。これと一番肝心なのが、瀬底の十六日祭は病院に入院している人か、あとは訳ありの人、これ以外はみんな来ます、墓参りに。昔は、十六日祭は一日中休みでした、学校。それが小学校、中学校の時代は午前中休み、今も10時まで子供たちは休みです。墓参りはもう徹底しております。これを本島から来た皆さんがほんとにがっかりします。これは今後、十六日祭りまでにはぜひ撤去させてください。どうですか。

○ 議長 崎浜秀進 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 13番、宮城議員にご説明いたします。

議員のおっしゃるとおり、瀬底区において十六日祭は非常に地域で大切な行事であるというのは十分我々も承知しております。また、区民の皆さんが心配していらっしゃるように、自己所有地に本人に確認しましたら、自分のものを一時的に保管しているという話であります。そこからそういう出たはいけないものが出るということはまずいではあるので、その土地を所有する方は適性に物を保有しないといけない、管理しないといけないというのがありますので、我々もそ

の面をしっかりと指導しながら、また他人の土地にはみ出しているもの、一部は町の管理する里道の上にあるものもありますので、そういったものは瀬底では年が明けたら十六日祭があるよということで、速やかに移動してくださいと昨日、文書でも指導しておりますので、今後とも根気強く、区長とも情報交換しながら指導していきたいと思っています。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 13番 宮城達彦議員。

○ 13番 宮城達彦 彼はね、うまい言葉で逃げている方向性があります。これは。この墓の里道も関係して、里道の上にみんなごみを置いてあるんですよ、墓にも入れない。そんな状況でそういう言葉の言い逃れがないように徹底してお願いします。町長どうですか。

○ 議長 崎浜秀進 町長。

○ 町長 平良武康 相手にも言い分はあるんだろうと思っています。私は多額のお金を出してこの土地を買いましたと。自分の土地に自分の有価物を置くのは私の権利ではないだろうかと、そんなことを主張してくるんでしょうね。ですので、ただそういった部分の中で相手ともしっかりその辺を相談しながら、そして今あるように里道にもあるというようなことをございますので、里道については即刻撤去をさせるのが当たり前の話でございます。その辺のことを踏まえながら、しっかりと相手のほうと話をしながら対応していくというのが筋だと思っています。

○ 議長 崎浜秀進 13番 宮城達彦議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩 (午前11時17分)

再開します。

再 開 (午前11時26分)

次に9番 具志堅 勉議員の発言を許可します。9番 具志堅 勉議員。

○ 9番 具志堅 勉

1. こども医療費を現物給付にすることは可能か

皆さんこんにちは。議長の許可を得ましたので、9番 具志堅 勉、一般質問をさせていただきます。質問事項、こども医療費を現物給付にすることは可能か。質問の要旨、沖縄県と市町村で、子供の医療費を公費で負担するこども医療費助成事業に関し、2022年4月から通院時にかかる費用を基本的に全ての市町村に対し、半額補助の対象を中学卒業までに拡大する県の方針が出ています。新たに中学校卒業まで助成を拡大させる14市町村のうち、那覇と久米島の2市町が窓口負担のいらぬ現物給付を導入することを聞いています。現物給付とするか、病院窓口で自己負担を一旦支払った後に全額が戻る自動償還払いとするかは各市町村の判断になります。自動償還払いを予定、または検討しているのは5市町、沖縄市、宜野湾市、南城市、石垣市、西原町、未定や今後検討は7市町村、浦添市、豊見城市、糸満市、宮古島市、本部町、八重瀬町、読谷村となっています。その7市町村の中に本部町が含まれています。そこで、本部町としてはどのようなお考え方なのか、お伺いします。あとは必要に応じて質問させていただきます。

○ 議長 崎浜秀進 町長の答弁を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 9番 具志堅 勉議員のほうから、こども医療費を現物給付にすることができないのかと。本町としてはどのような考え方なのかというような質問でございました。お答

えいたします。本町のこども医療助成につきましては、未就学児につきましては通院・入院共に窓口負担のいらない現物給付を実施しております。小学生から中学生につきましては、入院のみを一旦医療機関窓口で自己負担分を支払った後に全額が戻る、いわゆる自動償還での助成を行っております。助成の負担割合は県が2分の1、町が2分の1で目下対応しているところがございます。今回、2022年4月からの通院時にかかる費用の助成対象を中学校卒業まで拡大する県の方針を受けまして、本町といたしても年齢拡大をする方針でございます。年齢拡大をするに当たり、多額の財政負担が増加するものと考えております。また、現物給付をすることにより、国からの国保財政に対するペナルティーが課せられることなどからも財政負担の増大が、それがかさむものだと考えております。このようなことから、現物給付にするのか自動償還払いにするのかについては、財政状況も勘案しながら慎重に検討してまいりたいとこのように考えております。

○ 議長 崎浜秀進 9番 具志堅 勉議員。

○ 9番 具志堅 勉 先ほども説明しましたが、自動償還払いを予定、検討している5市町村のお話ですが、この主張は5市町です。過剰受診につながるおそれがある。国が現物給付を導入する自治体には、先ほど町長からもありました国保の負担金を減額するペナルティー措置を取っていることが大きいということもあります。それから未定や今後検討すると回答した7市町村は、国保のペナルティーがある以上、現物給付は難しいとお答えしております。一つお聞きします。ペナルティーの減額が今現在と比較してどのぐらいになるのか、概算で出せるのであればお伺いします。

○ 議長 崎浜秀進 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 9番、具志堅議員にご説明いたします。

国保のペナルティーがどのぐらいかかるかというものなのですが、まず小学生の入院に関する我々の試算でございますが、小学校の入院24万6,000円、小学校の通院にかかる部分が82万1,000円、小学校、小計になります106万7,000円、小学生に影響が出てくる部分ですね。中学生入院の部分が13万9,000円、中学生の通院にかかる部分が31万3,000円、中学生の合計が45万2,000円、トータルとしまして151万9,000円のペナルティーが課せられると我々は試算しております。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 9番 具志堅 勉議員。

○ 9番 具志堅 勉 今現在、沖縄県41市町村ありまして、その中で現物給付、いわば窓口で立替えもしなくていい現物給付ですね、支払わなくてもよろしいということなのですが、41市町村中17市町村が既に現物給付を行っております。40%の市町村が行っているということです。その中でももう少し細かくいいますと、国頭地区12市町村の中で通院に関して、小中学生、これは全て自己負担になっているのは調べたところ本部町のみでございます。それに関してどのようにお考えかお聞きしたいと思います、担当課長よろしく申し上げます。

○ 議長 崎浜秀進 福祉課長。

○ 福祉課長 安里孝夫 9番、具志堅議員にご説明いたします。

現在、北部12市町村の中で、通院にかかる医療費が自己負担となっているのは本部町のみというのは事実でございます。今、自動償還にしても、現物給付にしても、県の補助がないものですから、その小中学生の通院を自治体で見た場合、負担については全額自治体の負担となることで現在そのような形を取っております。ちなみに現在、通院にかかる費用、小学校、中学校合わせて1,200万円から1,500万円ぐらいかかるだろうと見込んでいるところでございます。再来年の4月以降、県の方針によって2分の1が補助になりますので、それ以降についてはその半額、本部町の負担は600万円から750万円の負担になる予定となっております。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 9番 具志堅 勉議員。

○ 9番 具志堅 勉 今ですね、財源のこともよく分かりますが、例えば少子高齢化の時代であります、子供の貧困とか、保護者の貧困とも言われるんでしょうが、子育て世帯の負担軽減、それからこの現物給付とか自動償還についてもそうですけれども、少子化対策にもつながります。それから併せて言いますと、子供の病気の早期発見と治療を促し、保護者の経済的負担の軽減のためにもぜひ前倒しで、小中学生に関しては通院を前倒しで次年度より国、県は2022年と聞いていますが、前倒しでどうか小中学生に関しても自動償還払いですね、通院に関してです。その辺、再度担当課長にお聞きします。

○ 議長 崎浜秀進 福祉課長。

○ 福祉課長 安里孝夫 9番、具志堅議員にご説明いたします。

先ほど申したとおり、大体1,200万円から1,500万円の町負担がかかるという実情がでございます。その半額補助が出るのが再来年4月からとなっておりますので、来年からの今のご質問については、慎重な判断が必要かと思われまして。あと窓口利用者、保護者からの観点から非常に窓口給付ですね、現金給付にするとそういう申請が要らなくて大分助かるという意見もございますが、ただ、一部負担を取らないと被保険者は過剰に受診し、重篤な方の手当てが後になったりすることもあります。それと健康増進の意識が希薄になるということもありますので、その辺も踏まえながら慎重に判断していきたいと考えております。

○ 議長 崎浜秀進 9番 具志堅 勉議員。

○ 9番 具志堅 勉 現物給付を求めるもう一つの理由として、やっぱり本部町生活保護とか準要保護とか、以前にも聞いた覚えがあるんですが、約25%の皆さんがそのような形になっております。そこで手元に現金を持ち合わせていないとかですね、そういう事態が起こりうる時もあるものですから、私としてはやっぱり現物給付を要望しますが、それに関してですね、例えば手元にお金が、現金がない場合、町としての配慮といいますか、貸付制度とか、そのようなものがあるんでしたら説明を求めます。

○ 議長 崎浜秀進 福祉課長。

○ 福祉課長 安里孝夫 9番、具志堅議員にご説明いたします。

手元に現金のない方を補填する中で、こども医療費資金貸付制度というのが平成29年4月から始まっております。始まった際に広報誌等で周知したことはあるんですけども、それ以降、こ

ちから周知していることはないので、その辺も含めて町民に周知活動も促していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 9番 具志堅 勉議員。

○ 9番 具志堅 勉 今、課長から説明がありましたとおり、当初はいろいろ広報等でもPRをしていたということなのですが、あれから3年半たっています。その中で利用状況の説明を求めます。

○ 議長 崎浜秀進 福祉課長。

○ 福祉課長 安里孝夫 9番、具志堅議員にご説明いたします。

平成29年からこの制度は始まってはいるんですけども、本部町で貸付けをした実績はございません。申請もございません。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 9番 具志堅 勉議員。

○ 9番 具志堅 勉 やっぱり周知不足が原因ではなかろうかと考えています。今ですね、この貸付制度のことも初めてお聞きした方もいるかと思いますので、例えば1人につき幾らまでの限度額なのかですね、その辺の枠がもしあるのであればその辺の説明まで求めます。

○ 議長 崎浜秀進 福祉課長。

○ 福祉課長 安里孝夫 9番、具志堅議員にご説明いたします。

特に枠はないんですけども、高額医療という制度がございますので、高額医療の適用範囲内の支出になると思いますので、その金額に応じた歳出を考えております。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 9番 具志堅 勉議員。

○ 9番 具志堅 勉 先ほど来、課長のほうより、また医療費も拡大、財政のほうにも負担を来すとかいろいろな理由がございます。しかし、先ほど私が話したとおり40%の17市町村は既に自分たちの負担を知りつつも子育て世代、子供たちのために現物給付を行っている心意気を私は買います。今現在ですね、本部町、2019年度104名の子供が出生しております。2018年度101名、まもなく100名を切ろうかとしているところでございます。ここ五、六年前までは120名ぐらいが普通でした。その中で1年間で亡くなる方が150名とか180名とかですね、自然減で60名から80名、そして転入でいいますと、一昨年度570名の転入がありましたら630名が転出、去年も600名ぐらいが転入したら650名が転出というような現状となっております。それを踏まえてですね、国のほうも2022年度より75歳以上の後期高齢者に対し高所得の方々に2割負担、あるいは3割負担にする方向で進んでいます。これもですね、皆さんご承知のとおり団塊世代の75歳になる皆さんが2022年度より、ちょうどその段階に入ることです。その当時3か年間で800万人の団塊世代の方々が出生しております。今現在、87万人とか、2か年続けて100万人を全国で切っております。というのは、当時の方と比べると3分の1しか生まれていないということです。その皆さんの子供たちもそうですけれども、保護者の方々にも負担を軽減するために国の対策措置として社会保障ということで全て1割負担だったのが、2割負担、あるいは3割負担。180億円以上もその方向に回せるような話もお伺いしております。そういう中で、本部町もその流れに沿って

くべきではなかろうかと考えています。最後に、町長の見解をお伺いしますが、先ほど課長のほうにも要望しましたが、前倒しで小中学生に対しても1年早めに、2021年度で現物給付、全ての入院に関しても現物給付、私としては最低でも小中学生に対しての自動償還払いの方向で考えられるかお伺いして、私の一般質問とさせていただきます。

○ 議長 崎浜秀進 町長。

○ 町長 平良武康 議員のほうからもありますように、いろんな時代背景があろうかと考えております。現状の目下コロナ禍の中で財政収入が、いわゆる税金というものまで落ち込むのかなというようなことをまず懸念するといったようなことが1点はあります。もうしばらくするとこの状況も鮮明に見極めることができると考えております。あと一つは、若者の人口流出、そして若者の生活支援の観点から、医療費を含めていろんな財政的な支援をやらなければいけないというこの実情もよくよく、誰よりも知っているつもりでいる、そういう面では。ですので、その辺のバランスを考えて、どのように総合判断をするのかというようなことになりますので、もうしばらく、今ここで、うん、はいといったような話にはなり得ないので、もうしばらくその辺は財政も預かる責任者として、しっかり見極めながら前向きに対応していきたいとこのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。よろしく願いいたします。

○ 議長 崎浜秀進 9番 具志堅 勉議員。

○ 9番 具志堅 勉 もう1点ですね、今ですね、本部町ふるさと納税、たしか2019年度は2億1,800万円ほどでしたか、今年度の現況はお聞きしていないんですが、その中で子ども・子育て、ゆいまーる基金、そういうものもあります。それから私としては子育て支援の新たな枠ですね、ふるさと納税なり、例えば最近よくありますクラウドファンディングとかを利用して本部町の子供たちを増やす、そして支援する、そういうものに関してのお考えを最後にもう1点、教育長のほうにお伺いして閉じたいと思います。教育長のほうからその辺に関してよろしく願いします。

○ 議長 崎浜秀進 教育長。

○ 教育長 知念正昭 指名が来るとは思いませんで、ゆいまーる基金とか子育て基金とかを活用して図書のもを購入して絵本を提供したりとか、それから検定試験を全部無料にしたり、いろいろな使い道をやっております。そうすることがやっぱり子育て世代の負担が軽減されて、ああ、結婚してみたいなとか、これだけの支援がある地域だからというような、若者たちが希望を持って家庭を築いて、また人口が結果的に増えていくということをどんどん拡大してやっていきたいと思っております。クラウドファンディングとかいろんなアイデアがあると思っておりますので、それをぜひ皆さんの提案をいただきながらやっていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 9番 具志堅 勉議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩 (午前11時50分)

再開します。

再開 (午後1時30分)

次に8番 仲宗根須磨子議員の発言を許可します。8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子

1. 漂着ゴミや不法投棄ゴミ等の問題について

議長のお許しが出ましたので、8番 仲宗根須磨子、一般質問に入ります。その前に一言申し上げます。私は一年生議員として至らないところが多々あり、亡き石川議長には厳しいお叱りを受けたり、また温かい指導をたくさんいただきました。石川議長のご冥福を心からお祈りいたします。それでは一般質問に移ります。

質問事項、漂着ゴミや不法投棄ゴミ等の問題について。質問の要旨、ボランティア団体等によって回収された漂着ゴミや不法投棄物等の運搬方法や処理までの流れはどのようになっているか伺います。以上です。二次質問は席に戻ってから行います。

○ 議長 崎浜秀進 町長の答弁を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 8番 仲宗根須磨子議員より、漂着ゴミや不法投棄ゴミ等の問題についての質問でございました。お答えいたします。

ボランティア団体等によって収集されております漂着ゴミにつきましては、ボランティア団体が自ら環境美化センターへ搬入するか、区長の承諾を得まして、区事務所のごみと一緒にパッカー車で収集することとなっております。ボランティアごみと区事務所のごみを一緒に出す際には、ボランティアごみ袋を町へ申請する際に、区長の承諾印をもらう必要があります。区事務所でボランティアごみを収集する際は、家庭ごみの収集が遅れることを避けるために、区事務所のごみと合わせて4袋までとその上限となっております。収集したボランティアごみにつきましては、その後、環境美化センターで処理することとなっております。

次に、不法投棄ゴミについてでございますけれども、不法投棄ゴミにつきましては、本部町廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例等により、土地の占有者に処理していただくこととなっております。海岸に不法投棄されるゴミにつきましては、海岸を管理する沖縄県が主体的に処理することとなっております。

○ 議長 崎浜秀進 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 この質問に至った経過につきましてご報告いたします。

ボランティア団体がですね、団体といっても10人以下の少人数なんですけれども、具志堅区のビーチで、その海岸で朝日を浴びながらヨガをやるために集まったら、あまりにも漂着ゴミとかで汚いので、まず自分たちできれいに清掃してからやろうということで、ゴミを集めることから始まったらしいんですね。そういう方たちがゴミを集めて役場のほうに袋をもらいにいったら、役場のほうは具志堅区の区長の印鑑が必要だと。また具志堅区に戻って、その印鑑をもらってまた役場に戻ってきて申請するという形で、とても煩雑な作業があったとのこと。これをどうにかできないかということなんですけれども、このボランティア団体は自分たちで処理した後、結局役場の指導に従って具志堅区に持って行って、具志堅区の区長に処理をしてもらうと。今、町長が説明したような流れでやってはおります。しかしながら、最初に具志堅区で印鑑をもらうのが必要だと分かったら、そういう煩雑なことをしなくても済んだと思うんですね。そういうボランティアに対しての周知が必要なんじゃないかと思えます。広報とかいろいろありますので、

そういうことでボランティアへの周知を徹底してほしいと思います。

それからこのボランティア団体によって回収された漂着ごみなんですけれども、ものの15分で10袋もたまってしまうと。そうすると、先ほどの説明で区事務所のごみと合わせて4袋までを上限としているということは、4袋だけしかもらえないんですか。ちょっとお答え願えますか。

○ 議長 崎浜秀進 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 8番、仲宗根議員にご説明いたします。

まずボランティアごみ袋の申請についてでございますが、区長の承諾印をもらうということが、周知が足りなかったということはおわび申し上げます。去る12月の区長会でも、区長の皆様に改めてボランティアごみ袋の申請方法について12月3日の区長会で説明しているところでございます。また、議員おっしゃるとおり今後も広報誌、またホームページ等を活用してボランティアの皆さんがスムーズに活動できるように、そのごみ袋の申請について十分周知していきたいと考えております。

あと1点、4袋までしか1回で申請できないのかという話なんですけど、4袋以上も必要なものは申請できますので、まずは出していただいて、区事務所と相談して少しずつ出していくとかそういうことも可能ではありますので、また我々役場と区長とも相談をしながら対応させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○ 議長 崎浜秀進 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 4袋以上も可能ということで、それはそれでいいと思います。そういうふうにやっていただけたらボランティアの方々も助かると思います。例を挙げますと、隣の今帰仁村ではボランティア団体が回収したごみを村役場に、どこどこに集めてあるというふうに電話をすると、今帰仁村は回収に来てくれるそうです。自分たちで持っていかなくてもいいという、そういうシステムを導入しているようですが、本部ではそういうことはできないのかお伺いします。

○ 議長 崎浜秀進 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 8番、仲宗根議員にご説明いたします。

本町で今やっている方法が、議員おっしゃるとおりボランティアの皆様に自主的に回収していただきまして、自己搬入できないものにつきましては区事務所のごみと一緒に公民館に出してもらっています。そのために公民館まで運んでいただくということが必要になりますが、今帰仁村のほうにも私のほうで電話して確認したんですが、これまでは議員おっしゃるように海岸まで収集しに行っていたらしいんですが、どうしても海岸に一時的にごみを置いてしまったときに、回収までの間に時間があると一般の方がそこに、ごみ捨て場だと思って間違えてごみを捨ててしまうということがあるらしくて、今帰仁村につきましてもできるだけ公民館に、協力できる方についてはお願いしているという話を聞いておりますので、我々としましても、直接持っていけない方につきましては、公民館まで運ぶということをお願いしたいということを考えています。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 本部町の方針がそうであれば、やはりそういうふうになっているということを周知徹底していただきたいと思います。そうすれば、町民もボランティアをする方々もそういう方針なんだと納得して、ボランティアをする精神がなえることはないと思います。

それから今度は不法投棄ごみについてですけれども、具志堅の海岸もそうです。テレビとか燃やすことのできない大きなごみとか、ブイが流れてきて、ブイもかなり大きなものとか。そういうものをボランティアが集めているんですけれども、それは一般ごみとして持っていけないので、海岸線の防波堤と茂みの間に、なるべく見えないように覆い隠しているんですね。こういう状態をずっと放置しておく、町の景観も損ねるんじゃないかと思って、町としてどうにか対策できないかということなんですけれども、そういうことについてはどうお考えでしょうか。

○ 議長 崎浜秀進 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 8番、仲宗根議員にご説明いたします。

議員おっしゃるとおり、海岸にはブイとかそういうものがあるというのは十分承知しております。今回、健康づくり推進課ではコロナの事業を使いまして、海岸清掃をしました。崎本部と瀬底ビーチのほうを。補助事業があったからできたんですが、やりまして、約130万円ぐらいかかったんですが、産業廃棄物として、そういうブイとかを集めて処分しました。本町は海岸が長くて、それらを全て町ですするというのは非常に厳しい状況があります。また町長の答弁にもありましたが、海岸の管理は県が管理するということになっておりますので、我々としましては今の原状を把握して、ボランティアの皆さんとか、不法投棄のものがどういったところにあるのかとか、そういうものを十分把握した上で、その処分にどのぐらいの費用がかかるのか、そういうのを調査して、また県なりに要請していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 この不法投棄物についてもまたお隣の今帰仁村に聞いてきたんですが、お隣の今帰仁村ではボランティアが集めた不法投棄物、そこにそのまま置いておく、とどんどんまたほかのものが投棄される可能性があるということで、村が一時的に別の場所に保管しているということなんですが、本部町としてもそういうことはやれないのかどうかお伺いします。

○ 議長 崎浜秀進 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 8番、仲宗根議員にご説明いたします。

今のところ、本町ですぐに海岸にある不法投棄のごみを回収して保管するという考えは今のところございません。保管するには場所も必要になりますし、いろいろありますので、先ほども申し上げましたとおり、まずは実態を把握するというところからやっていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 今帰仁村のように保管する場所がなければ、それも仕方ないことでしょう。だったらなおさら、県への協力をずっと要請し続けるということですね。そのように対

応することを強く望みます。観光立町としてうたっている本部町ですからあちこちあります。具志堅だけじゃなく、例えば先ほど午前中の宮城達彦議員からあったように、あそこは自分の土地に瀬底はやっているらしいんですけれども、ちょっとはみ出しているとか、所有者は分かるということなんですけれども、そういうものとかあるいはまた塩川港でもあります。それが、塩川港はこういう活動の人たちがいるんですけれども、その塩川港の周りにも不法投棄されているものがありまして、それを抗議行動している、参加している市民の方たちが1か所に集めて置いてあるそうなんですけれども、これも景観を損なうので、このことも併せて県に早く対策を練るよう強く要求することを臨みます。

それからこの沖縄県はまた一つ特殊事情がありますよね。不発弾ですね。一番危険を伴う不発弾がまだあと何十年も処理にかかるというほどの数が埋まっております。ボランティア活動をするときに、そういう不発弾があるとも限らないので、例えば子ども会がボランティアでビーチ清掃をするとか、そういうときにもしこういう危険なものを見たら、触れない、触らない、すぐ役場に通報するとかという、命を守ることを優先してボランティアもしようということをお子たちにも周知する必要があると思うんですね。それはそういう危険から身を守るための周知をするのも役場の仕事だと思いますので、これも周知徹底していただきたいと思います。この不法投棄や漂着ごみについては、町もできる限りのことはやっているということなので、これ以上追究することはございませんが、ただ一つ、県への要請をたゆまなく、強く行っていただきたい。そしてこの本部町の美観を守ること、そして危険から身を守ること、この二つを念頭に置いて町当局も頑張ってくださいと思います。今日は、これで私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○ 議長 崎浜秀進 8番 仲宗根須磨子議員の一般質問を終わります。

次に11番 松川秀清議員の発言を許可します。11番 松川秀清議員。

○ 11番 松川秀清

1. 津波に備えた避難路について

2. 住民によるボランティアの活用について

11番 松川秀清、一般質問をさせていただきます。1. 津波に備えた避難路について。避難路の整備は必要か伺います。避難路が必要だと思われる地域はどこか伺います。避難訓練で活用されている避難路は何か所あるか、その地域はどこなのかお伺いします。

2. 住民によるボランティアの活用について。各字で行われているボランティア活動が、どのようなものがあると思われるか伺います。各字で行われているボランティア活動をよりスムーズに行うための方策についてお伺いします。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 町長の答弁を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 11番 松川秀清議員の一般質問にお答えいたします。

2点ございました。津波に備えた避難路についてのことと、それから2点目は住民によるボランティアの活用についてのことでございます。

1 点目の津波に備えた避難路についてをまずお答えいたします。避難路の整備は必要かということですが、本町は傾斜地に接し、海拔10メートル未満と低い地域に多くの方々が住居を構え、また多くの事業所・施設があることから、今後も避難路の整備が必要と考えております。次に、避難路が必要と思われる地域はどこかということですが、特に大浜、谷茶、渡久地、東地区など低地部は、避難路の整備が必要と考えております。次に避難訓練で活用されている避難路は何か所かということですが、毎年11月5日に地震・津波避難訓練を町全域で実施しているところであり、特に海拔が低い地域の学校、保育所並びに介護施設等約20か所を中心に避難訓練を実施しております。町内の避難路は88か所を現在指定しております。各施設等において、迅速かつ安全に避難できる避難路で訓練を実施している状況でございます。そのような中で、車が通行できない避難路が、大浜地域で3か所、渡久地地域で1か所ございます。

次に2点目の住民によるボランティアの活用についてをお答えいたします。各字では消防団や婦人会、老人会、青年会、子ども会を中心として地区清掃や草刈り作業などの美化活動が行われていることについて十分承知しております。また毎年6月に行われる町内一斉清掃と12月に行われるクリーンキャンペーンについては、多くの町民の皆様が参加され、地域の美化にボランティアとして取り組んでいる状況でございます。各字で行われているボランティア活動が、よりスムーズに行うための方策が必要でありまして、現在、地域団体による美化活動に対しまして、特にごみ袋の配布や草刈り機の燃料費、重機の使用料などを支援しているところであります。これらの支援につきましては改めて区長会などでも周知を続けながら、各字が美化活動等に気持ちよく取り組んでいただけるよう、その環境づくりに努めていきたいとこのように考えております。

○ 議長 崎浜秀進 11番 松川秀清議員。

○ 11番 松川秀清 まず、避難路についてですけれども、整備をする必要があるということがあります。渡久地区の中で1件、きれいに整備されていて、非常に利用のしやすいものがございます。大変ありがとうございました。なぜ今それを聞くかということ、あの整備をしたときに聞いたら、もうこれで終わりですという話を、多分返答されていると思うんです。それでは違うかなということで、まだ必要なか所が、その中で大浜、谷茶、渡久地、東地区あたりがと言われておりますけれども、低地帯というと、そのほかにも浜元が低地帯ですね。浜元区のほうも海が目の前で、浦崎に行くと高台になりますけれども、浜元はすぐ川のそばであって、そこも整備の必要がある箇所があるかと思えます。例えば浜元の部落の中心の道から豊饒会に抜ける道ですね。そこも結構凸凹で、区長に聞くともう、そこから逃げるのは怖いと言っていましたので、そのあたりの整備も必要かなと思えますし、例えばこの地区すぐ隣ですね。私たちそこで生まれ育っていますので、ここは辺名地に上がる一番近い道なんですね。そこを活用して子供の頃よく、辺名地に上っていましたがけれども、その道も現在使われていないんですけれども、できたらそこもやると、東の住民、このあたりの住民が一番逃げやすい場所。例えば役場職員にしても建物の中にいるか、そこに逃げて上に上がるかということ、しやすい場所だと思いますけれども、そういうものを検討してもらいたいと思えます。

それから私いつも思う、この質問は3回目ですけれども、本部中学校からワリ川から上へ行く道ですね。その件が一番私としては気になるところで、現在、その道は、もともと野原の住民の子供たちの通学路でしたけれども、現在は通学路として利用されていない。でも何家族かがいるんですね、野原の字長の孫たちはそこから学校へ行き来しています。中学校の先生もハブが出るということで学校の先生が下を草刈りしていますけれども、上の道はあまりよくない状況ですね。その道をしっかりと整備して、当時は上からの木を全部区民が伐採していて、光が入っている状態でしたけれども、今は整備もされていないものですから子供たちも通るのが少なく、区民が清掃することもなくなって、ますます生い茂って、暗い、通りづらい道になっているかもしれませんけれども、あのほうを整備して、明るくして、ちゃんとした道にすると、子供たちが逃げやすいし、いろんな面で活用しやすい。実は11月5日のときにも本部中学校の生徒が隣の保育所の子供を連れて、山里に逃げる訓練をしているんですけれども、それも、できたらそこへ逃げられるような道があれば、山里線に行くよりもはるかに近くて、はるかに安全性があるところに行けますので、その辺のことができるかどうかお伺いします。

○ 議長 崎浜秀進 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 11番 松川秀清議員の質問にご説明いたします。

上本部中学校裏手には野原に抜ける、たしかコンクリートで舗装されていたかなと思っております。確かに少し急勾配なところではなかったかなと思っておりまして、保育園児を、今実際、本部中学校の生徒が避難訓練の際に県道を上がって、歩いて約10メートル、15メートル付近で避難しているところではあるんですが、訓練の際でもある程度、学年が上がってくるとその道は避難路として使えるものだとは思っておりますが、ちょっと保育園児も一緒になっていくとですね、やっぱり急勾配の、また階段もあって、少し上りづらいのかなというところもありますので、そのこのほうの解消ができるものなのか。またその周辺の草刈りもしっかり確認をした上で避難路として今後活用できるものなのかというのは、また町当局で調整しながら検討していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 11番 松川秀清議員。

○ 11番 松川秀清 今の状態では活用できません。今の状態では小さい子が上がるのは非常に難しいと思いますけれども、そこを安心して通れるような道にしっかりと改修してもらってということなんですね。教育長、多分ここをバスケットのときに走り下りはずっとしていたと思いますけれども、ウサギ跳びで上まで上がったんじゃないですかと思いますけど、そういうふうに昔活用されていたので、明るくてよかったんですが、使わなくなってどんどん寂れている状態なんですね。同じ状況が谷茶の登り口です、滑り止めの、具志堅さんが前に聞いていましたけれども、滑り止めがいつごろになるか分かりませんが、そのこの上の木も、地域のボランティア、次の問題に行きますけれども、ボランティアを活用すればということになるんです。ですからそういうふうにして、しっかり直すという条件の中であれば地域のボランティアの活用をしながらうまくいい避難路になると思いますので、ぜひそこをそういうふうに、各地域にいろいろ。今、過

疎法が伸びたというのがあるので、その間にハード面はどんどんやってもらいたいと思います。ずっとこっちから上がっていくと、一番危険なのは並里だと思うんです。入り江になって一番最後なので、そこでずっと高台に上がると思いますけれども、並里のゲンゲの地区、課長などは近くですけれども、そこも県道を渡って山手じゃなくて、自分たち裏手に上がる道がありますので、その辺あたりはしっかり整備してもらって、住民の安心、安全というもの。本当に命を守るということを重視して、金がかかるから、じゃあ要りませんよと切るわけにはいかないと思います。人の命は金に換えられないといえますね。その辺をしっかりと短期、今日、明日じゃなくて、長期にわたってしっかりと計画立てて、各地域が全部安心で逃げられる道を作るぐらいのことをしてもらいたいと思います。その辺のことができるかどうか。できるというか、やるというふうに考えられるかどうかお伺いします。

○ 議長 崎浜秀進 教育長。

○ 教育長 知念正昭 附随してだと思っんですけれども、今、小学校、中学校でやっている避難訓練というのは、一応、沖縄近海で地震が起こって、そして10メートル、これは最大10メートルという想定でやっているんです。そしてこれが到着するまでが30分となってくると、例えば今、急勾配のところにあるものがありますけれども、そこを本当に5分、何分で一斉に上るということもまず想定されないだろうということになっているわけです。もちろん想定外のことは起こりますけれども、そうすると今、小中学生が30分の余裕があれば、避難命令が出てから動いていくと、私もずっと向こうで見ていたんですけれども、20分ぐらいでは山里まで、小学生までは到着するわけです。そういう想定の下でやっていますので、もしこれがこういった想定外のものもやらないといけないとなってくると、こういう緊急なものも一応検討していかないといけないだろうなというふうには思っています。

○ 議長 崎浜秀進 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 11番、松川議員に説明いたします。

今後の整備についてのご質問でございましたが、先ほど町長からありましたように低地の部分をまず優先的に進めていきたいと。その中に先ほどありました浜元も入っております。一括交付金を活用しまして渡久地が終了しました。今後も一括交付金が続くのであればその事業に活用していきたいと思っております。今年度で備蓄資材等がほぼ整備終わりますので、備蓄資材、備蓄食料については、今後使った分だけを補充する形を取りたいと計画しておりますので、次からはシフトして、補助事業を活用しまして、優先順位をつけまして避難路の整備に取り組む予定でございます。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 11番 松川秀清議員。

○ 11番 松川秀清 ぜひそのような形で進めていってもらいたいと思います。住民が安心して暮らせる町ということでやってもらいたいと思います。2点目のボランティア活動のことについてですけれども、各字、これに書かれているように、消防団、婦人会、老人会、青年会等いろいろな方々が、先ほど朝の質問にあった宮城達彦議員がサトウキビの搬入のために地域の方々が出

て、道を清掃しましたと、秀進議員のほうも山手のものを刈りましたというふうにありましたけれども、そのようにボランティアをしている方々がたくさんおられますけれども、その、実際こういう道というのは、ボランティアがするというよりも、本来なら当局が全部やらなければいけない仕事だと思いますけれども、どのように考えておられますか。

○ 議長 崎浜秀進 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 11番、松川議員に説明いたします。

議員おっしゃるとおり、特に町道、農道、里道等は管轄は本部町でございます。その中で、町でもって本来ならば整備するのがベストだと思います。その中で、なかなか申し訳ありませんが費用の面もありまして、全てを網羅して管理するというのは非常に厳しい現状でございます。その中で各字のボランティアの方々がご苦勞されて清掃等をしていることに本当に感謝します。そして何よりも子供たちも一緒に参加してやっていますので、子供たちの健全な育成にも、大人が見本となってやられているのかなと思っております。今後も、実際じゃあ町で全てというのは非常に厳しい状況でございますので、引き続き町民の力を借りて、ボランティアでぜひ共になってやっていただきたいと思っております。

○ 議長 崎浜秀進 11番 松川秀清議員。

○ 11番 松川秀清 これも住民がやるべきです。住民がしっかりと役場と一体となってやらないと町はきれいになりません。何もかも行政に頼れるというのは、私は間違いだと思っております。なるべく多くのボランティアでいろんなことを多くやるべきで、本当にこういったものを見つけたときにどうしようもなければ行政に、できる範囲は自分たちでやるということで、私たち班も年に2回草刈りをします。ちょっと大きなものはスカイマスターを借りて大きな作業をしたりもします。そういったときなどに重機の代金やらなんやらというのはお願いしたいと思っておりますけれども、この間、大堂の親水公園をネットワークの会がやったと。渡久地の清掃に関しては船主会がやるということで話がありましたので非常に助かりますけれども、私が聞いているのは、私が区長をしている頃に草刈りをしますということで年10回ぐらい私やっていたけれども、草刈りをして草刈り機の刃がもう駄目になったのでというふうにお願ひしたら、ありませんという。ちょっと燃料が足りなくなって、燃料もありませんと。やる方で自分で賄いなさいという返事で、一度もお礼をもらったことがなかったんですね。区長たちに聞いても自分たちで出してやっていますよと、でも非常に負担になっていて2回やる所を1回、3回やる所を2回に抑えますという話なんです。そこでなるべくそういったことに対して、町長の答弁で重機というのがありましたけれども、重機等、大きいときには出していますけれども、簡単な草刈りとかの燃料とか、あるいは作業中のお茶代あたりが出ているように思えないんですね。私たち班もやっていますけれども、一度もそれをもたらったことがないので、それが周知徹底されていなくてというのか分かりませんが、とにかく、皆さん作業をしてもそれを求めていないと思えます。それをしっかり出せますよという話ができるのであれば、その話をお聞かせ願ひできれば願ひします。

○ 議長 崎浜秀進 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 11番、松川議員にご説明いたします。

おっしゃるとおり、中にはボランティアをして当たり前という感覚の方ですね、非常にありがたいです。なので、役場のほうに、あるいは区のほうに燃料費、草刈りの刃は自分で出しているんですよというありがたい気持ちを持っている方もいらっしゃいます。ぜひ、役場のほうで、今現在でも燃料費あるいは資材等を出しておりますので、ぜひ活用していただきたいと思います。そして字のほうにはまとめてですね、安心、安全なまちづくりということで、人口に応じた補助金も流しております、その中で活用して清掃している字もありますので、この補助金等の活用、そして心豊かな補助事業もあります。それを活用しなくても、例えば町道、農道、里道等のものでありましたら管轄している建設課、あるいは農林のほうにご相談いただけましたら、燃料費等、あるいは重機が必要であれば重機の分は本町で持つことは可能ですので。この件も毎年のように区長には、区長会のほうを持ちまして周知しております。なので、ぜひ活用していただければと。今後もこのような予算は確保する予定となっておりますので、ぜひ活用していただきたいと思います。

○ 議長 崎浜秀進 11番 松川秀清議員。

○ 11番 松川秀清 今の話ですね、周知がされていないのか区長があまりこれをいただけないような感じなんですね。どうでしょう、建設課長、これ各字からそういったものがありましたでしょうか。

○ 議長 崎浜秀進 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 11番、松川議員にご説明いたします。

令和2年度現在までに、各行政区から要請があったのが11件ありまして、重機使用料として、合計が86万2,269円、最近直近でやっているのが谷茶、辺名地行政区で谷茶公園をやっております。先週土曜日、12月13日に渡久地のプロムナードを船主会がやっている状況で、ここは本当は重機使用料が出ない予定でしたけれども、出てしまって……、一応出していますので。今のところ11件で86万2,269円の支出になっております。

○ 議長 崎浜秀進 11番 松川秀清議員。

○ 11番 松川秀清 今、86万円とありましたけれども、大きな重機を使うときには出していることは前から分かります。6月の大きな清掃のときにも溝の中、側溝をするときには重機を出してもらっています。運ぶトラックも出してもらったりしていますけれども、そういうことではなくて、簡単な、本当に草刈りをするとかというような、こういうときのものです。大きなものはとにかくお願いしてでも出してもらわないと、区にも予算がないし、個人で持つわけにもいかない。個人でも持てる範囲の話なんです。それを草刈り機の燃料と草刈り機の刃とか、作業中の飲み物とかというような、簡単なときのものに対しては恐らく区長たちは請求していません。でもそれがやる住民にとっては負担なんですね。でもやらなくちゃいけない、きれいにしなくちゃ自分たちも生活できないのでやりますけれども、そういったところに関してもちゃんと面倒

をみますよということを伝えてもらって、そうすると今、2回やっている清掃が3回にも4回にもなると思うんですね。そのようなものをしっかりと周知してもらって、皆さんの住みやすい町にさせていただければということで、地域住民はそれをやることに関しては全然難儀とは思っていませんし、やって当たり前のことなんですね、住民として。ですので、それをスムーズに運ぶためにはそういったことをしっかりと周知してもらって、作業した方々、例えば朝の達彦議員の周辺の方々も多分その代金を要求していないと思うんですね。秀進議員にしても自分でやりましたということなので、そういった作業をされている方々が大きな作業じゃなくて、小さい作業、要するに道具が草刈り機程度のものでもやる作業があちこちでいっぱい行われているはずなんですけれども、それに対する支援をしっかりともらいたいと思います。行政と住民が一体とならないと町はよくなりませんので、そういう観点から最後に町長の弁をもらって終わりたいと思います。

○ 議長 崎浜秀進 町長。

○ 町長 平良武康 住民の力によって、このボランティアの力によって町の景観が保たれているといっても言い過ぎではないぐらい町はボランティア精神に満ちあふれていると思っております。議員のほうからもおっしゃるように、予算、金銭的な部分の中で、細かい部分に対して至らない部分がありましたら、また逐次役場のほうと相談しながら、よりきめ細かい対応ができればと思っております。様々な立場の方々がおられまして、一部一部、役場からこういったものももらわなくても自分でできるよといったような力を持っている方々もおりますし、おっしゃるように茶菓子代を出すにも負担感を感じるということでありましたら、またそういったことは別途相談に乗りながら、議員がおっしゃるように役場だけじゃなくて、全住民で町の環境を保つような、そういった心豊かな町にという思いをしておりますので、今後また住民と共にまちづくりを展開していきたいと思っておりますので、そのような気持ちで対応していきたいという決意でございますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 崎浜秀進 11番 松川秀清議員の一般質問を終わります。

次に7番 具志堅正英議員の発言を許可します。7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英

1. 本部町葬斎場の管理と運営状況について

2. 本部町今帰仁村清掃施設組合の管理体制と運営状況について

皆さんこんにちは。7番 具志堅正英、議長の許可を得ましたのでこれから一般質問を行います。

質問事項1、本部町葬斎場の管理と運営状況について。①火葬場の修理や整備に直近5年間の費用は幾らか伺います。②火葬場は本町の公共施設としては大分老朽化した建物だと思いますが、町としては、耐用年数は、あとどのくらいと見ているのか伺います。③火葬場の直近5年間の利用状況を伺います。

質問事項2、本部町今帰仁村清掃施設組合の管理体制と運営状況について。①本部町今帰仁村清掃施設組合の管理体制について伺います。②本部町今帰仁村清掃施設組合の運営状況について

伺います。③株式会社めぐみ創研とはどのような企業か伺います。④一般廃棄物最終処分場・し尿処理施設運転維持管理委託業務とは何か伺います。以上、答弁を求めます。

○ 議長 崎浜秀進 町長の答弁を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 7番 具志堅正英議員の一般質問に答えていきます。

質問につきましては、2点の質問がございました。1点目は、本部町葬斎場の管理と運営についてのことでございました。2点目は、一般廃棄物最終処理場、し尿処理施設の維持管理運営の委託業務についてのことでございました。順次お答えいたします。さらっと答えていきますので、具志堅議員さらっとまた質問もお願いしますね。

まず初めに、本部町葬斎場の管理と運営につきましてお答えいたします。1点目の火葬場の修繕費につきましては、平成27年度は126万円となっております。棺台車や煙突などの修繕を行っております。平成28年度につきましては170万円となっております。2号炉壁面、天井の照明等の修繕を行っております。平成29年度につきましては160万円となっております。平成30年度につきましては229万円となっております。令和元年度につきましては380万円となっております。火葬場煙突の修理などを行っております。直近5年間の修繕費は1,067万円となっております。2点目の葬斎場の耐用年数につきましては、葬斎場は1980年2月に建設され築40年になります。税法上における建物の耐用年数につきましては、鉄筋コンクリート造の建物は50年となっております。3点目の火葬場の直近5年間の利用状況につきましては、火葬が平成27年度164件、平成28年度196件、平成29年度178件、平成30年度182件、令和元年度180件となっております。ホールの使用につきましては、平成27年度117件、平成28年度145件、平成29年度118件、平成30年度100件、令和元年度122件となっております。

次に本部町今帰仁村清掃施設組合の管理体制と運営状況についてお答えいたします。1点目の本部町今帰仁村清掃施設組合の管理体制についてをまずお答えいたします。本部町今帰仁村清掃施設組合は、地方自治法第284条第2項に基づき、本部町と今帰仁村が負担金を拠出し、両町村の一般廃棄物を処理するために設立された一部事務組合となっております。管理者は本部町長、副管理者は今帰仁村長となっております。なお、議決機関といたしましては、本部町今帰仁村清掃施設組合議会があり、本部町から3名、今帰仁村から3名の議員が選ばれ、議長は、今帰仁村から現在選出されているような状況でございます。事務処理については、事務局長、局長補佐、総務係長、ごみ処理施設係長、粗大ごみ処理施設係長、その他職員を含めまして12名体制で現在業務を進めております。監査機関といたしましては、本部町と今帰仁村からそれぞれ1名ずつの監査員が選任されている状況でございます。2点目の本部町今帰仁村清掃施設組合の運営状況についてでございますけれども、本部町と今帰仁村より負担金を拠出し、その運営を行っております。令和元年度におきましては、本部町から2億5,498万円、今帰仁村から1億9,651万円の負担金を拠出しておりまして、両町村の一般廃棄物の処理を行っております。3点目の株式会社めぐみ創研とは、浦添市に本社がある最終処分場・し尿処理施設などの廃棄物処理施設の運転管理業務を主に行う企業となっております。4点目の一般廃棄物最終処分場・し尿処理施設運転維持

管理委託業務についてお答えいたします。一般廃棄物最終処分場運転維持管理業務につきましては、一般廃棄物最終処分場で発生した雨水などの浸出水を適正に処理するため、機械の操作、メンテナンス等を行っております。その他、処理水の運搬、周辺環境の美化などの業務を行っております。し尿処理施設運転維持管理業務につきましては、両町村より搬入されるし尿（浄化汚泥）を適正に処理するため、機械の操作、メンテナンス等を行っております。その他に生ごみ処理機の運転管理などを行っている現状でございます。

○ 議長 崎浜秀進 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 1番目の火葬場の修理、整備について質問いたします。

これは年々修理費用がかさんでおりますけれども、ほとんどが火葬炉の修理でございまして、火葬炉自体の耐用年数は何年ぐらいかお答えできますか。

○ 議長 崎浜秀進 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 7番、具志堅議員にご説明いたします。

まず耐用年数についてでございますが、火葬設備につきましては、税法上16年の耐用年数となっております。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 火葬炉はじゃあ16年ごとに建て替えているわけですか。

○ 議長 崎浜秀進 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 7番、具志堅議員にご説明いたします。

火葬場の設備ですが、燃やす炉とか、あと煙路、燃焼施設とか煙突とかがありまして、耐用年数は設備は先ほど16年という説明をしましたが、部分的にですね、例えば炉の耐火材の壁が腐食しまして、その部分を定期的に張り替えたり、下のほうを修理したりとか、そういう形で煙路につきましては10年おきに修繕を入れているような感じになります。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 火葬炉自体は10年おきに修理をしながら使っているということですが、先ほど町長のお答えで、火葬場の葬斎場を含めてだと思っておりますけれども、耐用年数が50年ということ、それから今までも造ってから40年以上が経過しているようですが、あと10年で耐用年数が切れますが、葬斎場の建替えを本部町として検討しているのかどうか伺います。

○ 議長 崎浜秀進 町長。

○ 町長 平良武康 税法上の耐用年数と実態としての、本当にどれだけでもつのかといったような耐用年数とはまた別の部分があるかと思っております。現在は修理をしながらしっかりと持ちこたえているという現状だとみております。改善部分はありますけれども、今しばらくこのような状態で使いながら、また多額の財政投入がこれは建替えとなるとかかりますので、その辺の部分については状況を見ながら、しっかり検討していきたいと考えております。目下、今すぐ建替えするといったような議論はございません。

○ 議長 崎浜秀進 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 今、町長がお答えのとおり、今すぐ建て替えるような状況ではないと思いますけれども、本部町の公共施設の総合管理計画によると、耐用年数が60%以上の施設は建て替えの検討段階に入るということで、その資金の調達とか、そういうものを検討する段階に入っていると思いますけれども、そういう検討委員会みたいなものは立ち上げていないですか。

○ 議長 崎浜秀進 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 7番、具志堅議員にご説明いたします。

公共施設の計画でございますが、将来の公共施設の在り方として計画を達成させていただいているところであります。必ずしも、耐用年数の6割を超える全ての公共施設を計画立てて検討するというわけではなくて、現状を見ながら行うということにしておりますので、今、町長からありましたように葬斎場におきましてはここ二、三年で補助金として、はいという段階にはまだ考えておりませんので、火葬場についてはその検討段階に入っているものではありません。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 さっきも言ったように、ここ二、三年という短期のスパンではなくて、あと10年とか20年とかそういうスパンで見て、建替えを検討する用意があるのかないのかということをお伺いしたいんですけれども。

○ 議長 崎浜秀進 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 7番、具志堅議員にご説明いたします。

10年、20年にはもしかしたら建替えが必要になるかもしれません。ただ10年、20年後の計画を今立てて、そのときに、じゃあ今立てた計画の補助金がもらえるのか云々があまりにも不確定過ぎるので、直近の改修すべき施設もございます。その辺のものから順立ててやっている状況でありますので、10年、20年後の計画を、今立てるのはまだ早いのかなと。その早いものの中に葬斎場が入っていると、まだ計画段階にはないということでございます。

○ 議長 崎浜秀進 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 多分、本部町の公共施設の中では葬斎場はまだ十分使用に耐えられる、10年ぐらいはだと思えますけれども、そのほかに、火葬場よりも先に立て直さないといけない建物が幾つかありますよね、町営ホールだとか、あと……何でしたか、ど忘れしましたけれども。そういう施設の優先順位からして、葬斎場はどのぐらいにあるのか。その辺分かりますか。

○ 議長 崎浜秀進 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 7番、具志堅議員にご説明いたします。

議員おっしゃるとおり、町会館、あちらは建替えが必要だということで町長のほうからも指示を受けまして、今後は優先が上位のほうに来るものであります。それ以外に下水道施設の浄化センター、あちらも大型の改修が今後計画されておりますので、これを計画していくものであります。なので、葬斎場は何番目に来るかということころまでは、今まだ至っていない状況でございます。

○ 議長 崎浜秀進 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 今回この葬斎場の件について、なぜ私が質問しているかという、他市町村でも結構葬斎場が老朽化していて、建替えを検討しているところもあると。葬斎場も年々、ある一定の利用者がいるわけですから、私たちもお世話になるわけですが、そういう一定の町単独で建替えとか、そういうのもいいんですけども、これからは広域の、近隣の今帰仁村とか名護市の一部を含めながら、そういう葬斎場についても、また民間の力を借りながら建て替えるような、そういう準備段階というんですか、そういう準備をしていったほうがいいんじゃないかということで今回質問しているわけですが、その辺について町長どうのお考えですか。

○ 議長 崎浜秀進 町長。

○ 町長 平良武康 広域で葬斎場というお話でしょうけれども、なかなか総論としてはいい面もあるかと思うけれども、各論部分に行くとこの種のものなかなか折り合いがつけにくい種のものではないだろうかこう思います。名護市が一番人口が多いから、じゃあ名護市に統合して造ろうやとなったときに、今帰仁の地域住民と本部町の地域住民は遠過ぎますよね。そうじゃないですか。ですので、本部町にまず3か所統合して造ろうとなったときには、今帰仁の方とそれから名護の方はどういう反応を示すんだろうかと。そういったふうなことを考えたり、あるいはじゃあどのような場所にといったようなことを考えたときに、その施設の性格上、周辺地域のその資産価値の部分とか利用価値の部分とかいろんな面が出てきますから、既存の場所から場所を移して、そして統合しながらといったようなことについては、総論ではいいかもしれないけれども、なかなか厳しい部分があんじゃないだろうか、そういう見方をしております。

○ 議長 崎浜秀進 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 確かに町長がおっしゃるように、いろいろな調整が必要で難しい面もあると思いますけれども、ただ、これは一本部町だけで建て替えるという事業だと結構負担が大きいんじゃないかなと思うんです。ですから近隣の町村とそういう長いスパンで、10年、20年のスパンでそういう検討を交渉されたらどうかと思いますけれども、その辺はいかがですか。

○ 議長 崎浜秀進 町長。

○ 町長 平良武康 申し訳ございませんけれども、先ほども言いましたように、今このようなことを検討したり、議論する段階ではないとこのように考えております。

○ 議長 崎浜秀進 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 分かりました。それでは次に本部町今帰仁村清掃施設組合の二次質問に入ります。

この清掃施設組合に年間2億5,000万円ぐらい、それから今帰仁村から1億9,000万円、両方で4億円余り入っておりますけれども、今回の清掃施設組合のマスコミの報道によって、組合の事業のやり方、それから指定管理運営のやり方がどういうふうになっているのかお伺いしたいと思います。

○ 議長 崎浜秀進 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 7番、具志堅議員にご説明いたします。

新聞報道でありますとおり、清掃施設組合でもって逮捕者が出ております。ただ現在、拘留されておまして起訴・不起訴が決定されていない状況でございます。なので、現在の施設管理組合の業務としましては、通常どおり委託を受けた業者が清掃組合の12名の職員と共に業務を行っている状況でございます。

○ 議長 崎浜秀進 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 この清掃施設組合ですけれども、一般廃棄物の処理の事業を組合がやっておりますが、その事業を、要するに委託しているわけですよね。その委託業者の一つの企業と清掃組合の職員の事件だと思えますけれども、この……、何と言うんですか、ちょっと質問しづらいんですけれども、こういう状況をつくり出したと言ったら語弊がありますが、こういう状況になる前にどうにか防ぐような体制とかそういうのがなかったのかお伺いします。

○ 議長 崎浜秀進 町長。

○ 町長 平良武康 事件のことをおっしゃっていると思いますけれども、基本的に公務員として自らの責任については自覚をしながら個々の職員は仕事をしているわけでございます。当然ですけれども、基本的な常識とか基本的な法令を踏み外すといったようなことに対しましては、管理する部分としてもそれはおのずと限界があるだろうというように考えております。一部始終直属の上司が仕事の内容を後ろから追っかけるわけにはいかない、現実には。しかも当組合については非常勤としての形での管理者、副管理者がいるような状況の中でのことですし、一部不行き届きはあったかもしれませんが、なかなか未然にこのことについて防ぐといったようなことについてはなかなか難しい状況にあったというように考えております。

○ 議長 崎浜秀進 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 確かに町長がおっしゃるように、四六時中管理しているわけではございませんので、そういう細かいことを言っているのではなくて、制度としてももう少し何とかできなかったのかという思いがあります。今後、これから同じような事態が起らないようにすべきだと思いますけれども、この間の説明会では、これからそういう対策委員会みたいなものを立ち上げるということでしたが、その対策委員会の中で清掃組合の体制をどういうふうにしていくのか、まだこれから話し合うんだらうと思いますが、もし可能でしたら、事務組合の総務を、消防組合も一部事務組合ですよね。清掃組合も一部事務組合。その両方を取り仕切る機関を置いたらどうかと思いますが、いかがですか。

○ 議長 崎浜秀進 町長。

○ 町長 平良武康 選択肢の一つではあるかと思いますがけれども、両組合について業務の性格も違いますし、それを今統合した管理下といったようなことなんでしょうけれども、その前にやるべきことというものが重要なんじゃないだろうかと思っております。確かにそういう話もありますけれども、今現在はそこまでは視野に置いておりません。その前にやるべきことをしっかりと対応していきたいとこのように考えております。

○ 議長 崎浜秀進 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 確かに今は大変いろんな対応で役場もそういう状況じゃないとは思いますが、そういう第三者的な機関、直接経営というんですか、その管理に携わらないとしても、そういう一部事務組合が透明性を持った事業をしていただくためにも、そういう第三者機関みたいなものが必要ではないかと私は思うんです。ですから、もしこういう、今の状況が落ち着いたらそういうところもぜひ検討していただきたいと思いますが、町長いかがですか。

○ 議長 崎浜秀進 町長。

○ 町長 平良武康 今おっしゃることも意見の一つだと承ります。基本的には清掃組合議会がありますので、清掃組合議会の中でいろいろと、いろんな部分の中から議論もあるだろうというようにも考えております。今の具志堅議員がおっしゃる意見も取り入れながら、またその他からもいろんなご意見があるでしょうから、それを現実の中で総合化して、推進していくというようなことになるだろうと思っております。

○ 議長 崎浜秀進 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 確かに町長のおっしゃるとおり、議会の中にも清掃組合議会議員がいますので、そういう議員と両町村の当局と協議をしながらその辺の対策をしていただきたいと思えます。以上で質問を終わります。

○ 議長 崎浜秀進 7番 具志堅正英議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会（午後2時48分）